

総務委員会 所管事務調査中間報告

調査事項：富士小学校跡地体育館整備について

平成30年9月定例会において、旧富士小学校体育館の事前改修が明らかとなり、平成29年度の決算議案は全会一致で不認定となりました。

これを受け、総務委員会で協議した結果、

- ・富士小学校跡地整備事業における体育館事前整備についての目的、経過、概要などの全体像を明らかにし問題点や改善点を調査する必要がある。
- ・事務執行過程における職員の倫理のあり方の問題点や改善点を調査する必要がある。

と判断して所管事務調査の実施を決定しました。

平成30年11月2日から調査を開始し、平成31年1月10日までの13回の委員会では、富士小学校跡地体育館整備に関する経緯、契約等の事務処理、整備のための予算の流用、耐震設計・耐震工事、富士小学校跡地利活用に係る基本構想に与える影響、議会・地元との情報共有、公文書の管理のあり方、職員倫理等について調査を行い、11月定例会において第10回までの所管事務調査の中間報告を行いました。今後も継続して調査を行い、調査報告書を取りまとめることとしています。

※以降の報告については、次号で掲載する予定です。



旧富士小学校体育館視察の様子



総務委員会の様子

これまでの 所管事務調査

第1回	11月2日
第2回	11月14日
第3回	11月21日
第4回	11月22日
第5回	11月26日
第6回	11月29日
第7回	12月3日
第8回	12月7日
第9回	12月13日
第10回	12月17日
中間報告	12月20日
第11回	12月20日
第12回	12月26日
第13回	1月10日

※所管事務調査とは、予算案や条例案などの議案の審査ではなく、委員会の所管に属する事務について、自主的にテーマを設定し、調査を行うものです。